

「広葉樹二次林の施業上の取扱いに関する検討会」設置要領

1 趣旨

「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）においては、「現況が天然生林となっている森林のうち、いわゆる里山林など下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在して継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する」ととされている。

中部森林管理局管内の国有林野には、昭和30年代後半の「エネルギー革命」以降伐採されなくなったと想定される11～19齢級の広葉樹の天然生林が約27.5千ha存在しているほか、広葉樹の育成天然林が6.5千ha存在している^{注)}。これらの広葉樹二次林については、近年では施業はほとんど行われていない実態にある一方で、ナラ枯れやニホンジカによる広葉樹の被害も確認されている。

これらの状況を踏まえ、管内の広葉樹二次林について、施業の必要性及び必要とする箇所の考え方、施業を必要とする場合の留意すべき事項や伐採木の利用可能性等について、有識者の意見を幅広く伺い、適切な取扱いを検討するため、「広葉樹二次林の施業上の取扱いに関する検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

注) 機能類型が水源涵養タイプ、山地災害防止タイプ又は森林空間利用タイプの天然生林又は育成天然林であって、広葉樹の材積割合が3/4以上の林小班の面積（令和4年4月1日時点調査簿データより）。

2 組織及び運営

- (1) 検討会の委員は、別紙のとおりとし、中部森林管理局長が委嘱する。
- (2) 委員の任期は、委嘱日から翌年度末とする。
- (3) 検討会は、中部森林管理局長が招集する。
- (4) 検討会に座長を置き、委員の互選により選任する。
- (5) 座長は、議事を運営する。
- (6) 座長が必要と認めるときは、委員は、Web会議システムを利用して検討会に出席することができる。
- (7) 座長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を検討会に出席させ、意見の表明や説明、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- (8) 検討会は、原則として公開するものとする。
- (9) 議事概要については、発言者を明示しない形で事務局において作成し、参加者の確認を受けた上で公開する。
- (10) その他検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

3 事務局

検討会に係る事務は、中部森林管理局計画保全部計画課において処理する。

「広葉樹二次林の施業上の取扱いに関する検討会」委員

(五十音順、敬称略)

役 職	氏 名
信州大学 学術研究院（農学系）森林・環境共生学コース 教授	岡野 哲郎
（国研）森林研究・整備機構 森林総合研究所 森林植生研究領域 チーム長（針広混交林施業担当）	酒井 武
飛騨市役所 農林部 林業振興課長	竹田 慎二
岐阜県立森林文化アカデミー 特任教授	横井 秀一
（公財）日本自然保護協会 参与	横山 隆一